蟹江町災害時避難行動要支援者登録制度実施要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に実施する災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第49条の10第１項に規定する避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）に対する同項に規定する避難支援等（以下「避難支援等」という。）に必要となる要支援者の名簿の作成等について、必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　要支援者　次のいずれかに該当する者とする。

ア　65歳以上の高齢者のみの世帯に属する者

イ　介護保険法（平成９年法律第123号）第19条第１項に規定する要介護認定を受け、その要介護状態区分が要介護３以上である者

ウ　身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第４項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第５号の１級又は２級に該当する障害を有するもの

エ　療育手帳制度要綱（昭和48年９月27日付け厚生省発児第156号事務次官通知）の規定により療育手帳の交付を受けた者で、同通知に規定する程度区分がＡ判定を受けている者

オ　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第２項の規定により精神障害者保健福祉手帳１級又は２級の交付を受けている者

カ　難病患者

キ　アからカに準じる状態にある者で、特に災害時の避難支援等が必要であると認められるもの。

⑵　地域協力者　前号に定める要支援者の近隣に居住し、普段から見守り、災害時等において支援を行う者であって、かつ、支援を行うために必要な個人情報を提供することに同意する者をいう。

⑶　避難支援等関係者　地域協力者、民生委員児童委員、社会福祉協議会、区及び町内会、自主防災組織、消防団等地域で相互扶助活動を行う組織等をいう。

　（要支援者名簿）

第３条　町長は、前条の規定により収集した要支援者の情報を基に、蟹江町避難行動要支援者名簿（以下「要支援者名簿」という。）を作成する。

２　要支援者名簿は、総務部安心安全課、民生部住民課及び消防本部（以下「関係課」という。）において利用する。

　（登録の手続）

第４条　町長は、要支援者名簿に登載された要支援者のうち、避難支援等関係者による避難支援等を希望する者（以下「希望者」）は、蟹江町災害時避難行動要支援者登録申請書兼同意書（様式第１号。以下「申請書兼同意書」という。）を町長に提出するものとする。この場合において、希望者は、地域協力者の記載に当たっては、あらかじめその者の同意を得なければならない。

２　町長は、前項に規定する登録申出を容易にするため、避難支援等関係者の協力を得て、希望者の把握及び登録のための必要な調査を行うものとする。

３　第１項の手続きについて、希望者の身体の状況等により本人による必要事項の記載及び提出が困難な場合は、本人の家族又は避難支援等関係者が本人に代わりこれを記載し、提出することができる。

４　町長は、第１項の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、適当と認めるときは、当該希望者を災害時避難行動要支援者（以下「災害時要支援者」）として登録するものとする。

５　登録された申請書兼同意書は、これを登録台帳とする。

（情報の提供）

第５条　町長は、登録台帳を整備及び管理するものとし、登録台帳の写し（以下「副本」という。）は、関係課が保管するものとする。

３　町長は、必要と認められる場合において、副本の全部又は一部を避難支援等関係者に配布することができる。

４　前項の規定に基づき副本の提供を受けた者（以下「保管者」という。）は、蟹江町登録台帳副本受領書兼誓約書（様式第２号）を町長に提出するものとする。なお、保管者としての資格を喪失したときは、速やかに副本を次の保管者に引き継ぐものとし、引き継ぎ者不在の場合は、町長に返還しなければならない。

　（支援の内容等）

第６条　避難支援等関係者は、登録台帳の情報を活用して災害時要支援者に対し、次の各号に掲げる支援を行うものとする。

　⑴　災害時における避難誘導、安否確認等

⑵　日常生活における声かけ、見守り、相談その他の意思疎通を図るための活動

２　避難支援等関係者は、副本を前項各号に掲げる避難支援等以外の目的で利用してはならない。

３　避難支援等関係者は、副本に記載された情報及び避難支援等の実施において知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。また、避難支援等を離れた後も、同様とする。

４　第１項各号に掲げる避難支援等は、避難支援等関係者又はその家族等が被災する可能性があることに鑑み、避難支援等関係者に義務を課すものと解釈してはならない。

（副本の保管等）

第７条　保管者は、副本を紛失しないように厳重に保管するとともに、その内容が避難支援等に関わらない者に知られないよう適切に管理しなければならない。

２　保管者は、副本の複製及び転写をしてはならない。

３　保管者は、副本を紛失したときは、速やかに町長に報告しなければならない。

　（登録事項の変更等）

第８条　災害時要支援者は、登録台帳の記載事項に変更が生じたとき、又は登録の必要がなくなったときは、速やかにその旨を町長に届け出るものとする。この場合において、本人がこれを行うことが困難なときは、避難支援等関係者が本人に代わり行うことができるものとする。

２　町長は、前項の届出があったときは、速やかに登録台帳の記載事項を変更し、又は抹消するとともに、保管者にその旨を通知するものとする。

３　町長は、災害時要支援者に関する情報に変更があることを知り得た場合で、第１項の規定に基づく届出がなされないときは、職権により災害時要支援者に関する情報の変更をすることができる。

（登録の取消し）

第９条　町長は、災害時要支援者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、登録を取り消すものとする。

⑴　名簿登録の抹消を希望したとき。

⑵　死亡したとき。

⑶　町外に転出したとき。

⑷　入院又は入所などにより自宅に戻れる見通しが立たないとき。

⑸　第２条第１号のいずれにも該当しなくなったとき。

（住民への周知）

第10条　町長は、災害時避難行動要支援者登録制度について、広報紙等を通じて周知を図るものとする。

　（その他）

第11条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

　　　附　則

　この要綱は、平成27年１月16日から施行し、平成26年４月１日から適用する。